

第一八回丸山眞男文庫記念講演会

リベラル・デモクラシーの現在

その中で日本国憲法を「保守」する意味

樋口 陽一

第一八回丸山文庫記念講演会は、日本学士院会員・東京大学名誉教授

・加藤周一文庫運営委員会顧問の樋口陽一先生にお願いし、二〇一八年一二月一日に東京女子大学で開催されました。研究者・市民・学生など非常に多くの方の来場があり、好意的な感想が多数寄せられました。本『報告』には、樋口先生ご自身による講演要旨を掲載します。なお、本講演は杉並区教育委員会の後援を受けて行われました。関係者の方々に感謝申し上げます。

東京女子大学丸山眞男記念比較思想研究センター長 和田博文

前提——「リベラル」と「デモクラシー」の関係

世の中で「リベラル」（以下Lと表記することあり）という語の意味理解は一様でない。米国と欧州（ことに仏）とでは正反対ですらある。ここでは「デモクラシー」（＝D）との関係に即して私自身の言葉づかいを説明するだけにするが、それは、反論を期待しておこなう議論にとって必要不可欠なことと考えるからである。

Lは権力からの自由＝権力制限の論理であり、Dは権力の構成原理＝デモス（人民）の統治を意味する。この二つは論理上別次元の事柄であり、そうであるからこそ、歴史具体的には、両立することもあるが、衝突することもある。

幕末から明治にかけて国是とされた「立憲政体」はLの論理（君權

制限と臣民権利の保障）を意味し、大正「デモクラシー」はその枠組の上に成立した。反対に、Dの運用の中でLの要素が完全に抹殺されたのが、ワイマール憲法からナチス・ドイツへの過程だった。あらためてLとDの両立を掲げて再出発したのがポスト一九四五年の西側世界であり、一九八九年前後の旧・東側諸国もまた、その世界に参入したはずだった。

— リベラルD vs. イリベラルD

その旧・東側世界で、選挙を通して成立し、再選され、住民投票で支持された権力が、憲法上の権力抑制システムをあからさまに軽視し、改廢しきる状況が出てくる。一九九七年『フォーリン・アフェアーズ』誌（一一・一二月号）にのつた Fareed Zakaria 論文《The Rise of Illiberal Democracy》は、ボスニアの選挙に即して、イリベラルDの「ウイルス汚染」が拡大する」とを警告するものだった。

それから二〇年。「汚染」はトルコに及び、さらにEU圏でも、選挙という正当化根拠に対する抑制要素（憲法裁判所、メディアの自由、など）への介入や制度「改革」が拡っている（ポーランド、ハンガリー・・・）。加えて、難民・移民問題への対応をめぐって、Zakaria 論文がイリベラルDの兆候として挙げていた racist, fascist, separatist という傾向がEC原加盟国の中では、無視できないほどの集票力を示す事態となってきた。国民投票の結果を受けたイギリスのEU離脱

問題をめぐる混迷、そして予備選挙から大統領選挙を経て就任後一層きわ立つトランプ政権の政治手法の持つ意味も、イリベラルDとリベラルDの相克という共通の観点から検討されるべきである。その中で、二〇一二年以降の日本での、五年の間に五回の国政選挙で信託を得つづけてきた政権の、「非立憲」＝「イリベラル」度が意味づけられることになるだろう。

— リベラル vs. ネオリベラル

ポスト一九四五年の西側社会のスタンダードとして、ココロの自由についてはリベラルの基本を維持しつつ、オカネの自由については多かれ少なかれ social の要素を組み入れた社会像が成立する。米国最高裁判例につき、遡ればニューディール期以降の流れの中で形成される「二重の基準」という考え方方は、裁判という場面でのその表現であった。精神的自由を制限する法律については厳格な基準で違憲かどうかを審査し、他方、経済的自由を制限する法律については緩い基準をあてはめて立法府の裁量を広くみとめる、というわけである。この考え方は、戦後ヨーロッパや他ならぬ日本で、憲法の規定そのものの中にとり入れられる。日本憲法について言えば、個々の基本権規定の中で二九条一項「財産権」と一一条一項「職業選択と居住移転の自由」だけが、「公共の福祉」による制約を明記する、というふうに。

それに対し、一九八〇年代にサッチャー（英）、レーガン（米）政権

によつて推進されるネオリベラル路線は、オカネの自由の解放を正面に掲げて登場する。ポスト一九四五年の「二重の基準」コンセンサスが定着していいたところでは、経済規制の緩和・撤廃に対する抵抗はその分だけ強く、抵抗を排除する力もそれだけ強力なものとなり、ココロの自由にとっての環境はそれだけ困難なものとなるだろう。いわば、「逆・二重の基準」ともいうべき状況が、そのようにして多少とも一般化する。

三 イリベラルとネオリベラルの相互補完 vs. リベラルD ——二〇一二年「自由民主党憲法改正草案」の持つ 客観的意味

ネオリベラルが抵抗を排除して貫徹してゆこうとする過程で、論理上であれ歴史上であれそれと両立し難いはずのナショナルなもの、「伝統的」なるものへの回帰が援用され、イリベラルと相互に補い合う関係に立つ、という傾向がある。

二〇一二年四月二七日付で公にされ、撤回も廢棄もされていない自民党改憲案は、前文から全条項にわたる全面書き換えという意味だけでも新憲法案と言つてよいが、そのような二つの要素の相互補完関係を典型的に示している。

イリベラル——「国と郷土」「誇りと気概」「和を尊び」「家族」「社会全体」など（前文）が強調され、表現の自由では新二二条で新設さ

れる第二項が「前項の規定にかかわらず」自由を制限し、新二八条でも新設第二項が公務員の労働基本権の制限可能性を明記するなど、権利の保障と制限に、対等の憲法としての効力を与えている。そして、そのような基本権觀を端的に集約するのが、「個人として〔の〕尊重」（現二三条）から「人として〔の〕尊重」（新二三条）への転換である。ネオリベラル——「活力ある経済活動を通じて国を成長させる」（前文）ことに憲法価値を与え、新二二条一項は、居住移転と職業選択について「自由を有する」と言い切りにし、現二三条一項の「公共の福祉に反しない限り」の文言を削除している。

四 「人」と「個人」——二つの「自由」

ここで、戦後再出発期に当つて公にされた丸山眞男論文「日本に於ける自由意識の形成と特質」（一九四七）を再読したい。

同論文は二つの自由、「人欲の解放としての自由」と「理性的な自己決定の自由」、「規範創造的自由」との対比をするべく描き出した。前者ならば、欲望の主体はありのままの自然としての、受け身の「人」でよいだろう。しかし後者ならば、自由の主体は自己の意思にもとづいて決定することのできる「個人」でなければならない。権力からの自由としては共通項を持つとしても、後者、規範創造的自由だけが、「公のモノ」=公共（res publica）を創出することができるだろう。そのことによってはじめて、「人」の権利と「市民」の権利との結合が

可能になるはずである（一七八九年宣言は *homme* の権利と *citoyen* の権利を區別した上で、両者の不可分の関連を想定している）。

自由について「近代」の意味を強調する觀点は、私に、人欲の解放として経済活動一般がありうる中で、特に「近代」資本主義の意味を際立たせる思考があつたことを、連想させる。全く別の体系的アプローチから、K・マルクスは「ノアの大洪水以前」との対比というたとえを援用して「近代」資本主義の解剖を試み、M・ヴェーバーは *Pariakapitalismus*との対照で「近代」を問題にしていたからである。ネオリベラルは、「ネオ」であることによつて近代自由に先行する自由に先祖返りしたと言えるのではない。

むすびに代えて——可能性としての日本近代

西欧には、明治日本を、二一世紀の経済発展＝「西洋化なしの近代化」（中国、ロシア、インド）のモデルと見る議論がある。フランスの著名な人類学者 Maurice Godelier は、最近、論壇紙でのインタヴューで、「和魂洋才」という標語に寄せる形で、そのような見方を語っている（『ル・モンド』二〇一八・六・一六付録一一三頁）。しかし、一九世紀後半の日本は、「洋才」は工場と軍艦だけではないことを知つていた、という違いを見過してはならなかつたはずである。

実際、富国強兵のためにも二つの「洋才」に対応する必要がある」とを、当時の指導層は十分に認識していた。「立憲政治」という洋才を

どのように組み入れ、どのように用心深く扱うか、という問題意識は、いつてみればコンプレックスなしに自己の文化のアイデンティティを強調する、二一世紀の富国強兵を目指す諸国とは対照的ですらあつた。軍事大国としての挫折に加え経済大国の失速という負の経験があつたとしても、そのことを含めて、日本近代はなお、別の可能性もはらんだモデルという性格を持ちうるのではないかだろうか。その意味でも、二〇一二年改憲案との対照の中で確認できる日本国憲法の価値を、あらためて認識してよいのではなかろうか。

最後につけ加えるなら、「二つの洋才」だけではない。「和魂」もまた、完全な一枚岩だったわけではなかろう。「立憲」と響き合う要素となりうるはずの「もうひとつの中魂」の探索について、思想史家ながら私がいま発言できることはない。

ここではただ、「立憲」が逆境の中で危うくされるとき、M・ヴェーバーが西洋中世の身分制構造と比較可能なものとして言及していた日本の前近代の体験が、抵抗要素としての意味をなお持ちうるかどうか、という形で問題を出しておくにとどめる。

18th
丸山眞男文庫
記念講演会

申込不要・入場無料
杉並区教育委員会後援

リベラル・デモクラシー の現在 その中で日本国憲法を 「保守」する意味

樋 口 陽 一 氏

(日本学士院会員・東京大学名誉教授・
加藤周一文庫運営委員会顧問)

2018. 12. 1. Sat.
15:00～16:30

東京女子大学24号館2階
24202教室

東京女子大学丸山眞男記念比較思想研究センター

〒167-8585 東京都杉並区善福寺2-6-1 ☎ 03-5382-6817 ✉ marubun@lab.twcu.ac.jp 🐦 https://twitter.com/maruyamabunko
□ http://office.twcu.ac.jp/univ/research/institute/maruyama-center/

* 事務取扱時間：水曜日（10:30～16:30）8月休み

講師より

比較憲法論の見地からすると「55年体制」(1955—93)は、主役の自由民主党が脇役=野党と役割を分担して、正と負の両面を含めデモクラシーの一つの型をつけていました。それに対し今世紀に入って日本の「自由民主」主義 liberal democracyは、“illiberal”プラス“neoliberal”的方向に大きく傾いてきました。

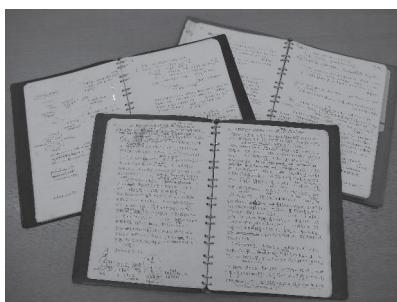
“illiberal”democracyは誤しくい言葉ですが、ここでの脈絡からすると、「偏狭な」「品性を欠く」という含意をこめた「非・自由」民主主義となりましょうか。そのような“illiberal”が“neoliberal”=「新・自由」主義と結びついて「自由民主」主義を脅す、という図柄は日本だけのことではありませんが、私たちにとっては、何より自分たち自身の問題として向き合うべきでしょう。

戦後日本の出発期に丸山が提起した〈二つの自由〉論（「日本に於ける自由意識の形成と特質」）をはじめとする丸山眞男再々読を手がかりとして、考えることにしましょう。

講師プロフィール

1934年、仙台市生れ。1957年、東北大学法学部卒業。東北大学教授、東京大学教授などを経て、2000年4月より日本学士院会員。また、2016年より立命館大学加藤周一文庫顧問を務める。著書に、『近代立憲主義と現代国家』（勁草書房、1973年）、『憲法 近代知の復権へ』（平凡社ライブラリー、2013年）、『加藤周一と丸山眞男：日本近代の〈知〉と〈個人〉』（平凡社、2014年）、『抑止力としての憲法：再び立憲主義について』（岩波書店、2017年）など多数。

丸山眞男文庫



丸山自筆の講義ノート
(丸山文庫所蔵)

丸山眞男の思索の跡を伝える約2万冊の蔵書と約3万頁の草稿類が1998年に東京女子大学に寄贈されました。東京女子大学は、国際的な丸山眞男研究の拠点となり、貴重な資料がひろく活用されることを願って丸山眞男文庫を設立し、調査と整理を進めるとともに講演会、公開研究会、公開授業等を開催しています。

2012年4月より2017年3月まで、研究プロジェクト「20世紀日本における知識人と教養—丸山眞男文庫デジタルアーカイブの構築と活用—」（略称「丸山眞男研究プロジェクト」）を実施。2015年には、丸山宅での蔵書状況をウェブ上に再現した「丸山眞男文庫バーチャル書庫」（<http://maruyamabunko.twcu.ac.jp/shoko>）、丸山のノート・草稿類のウェブ閲覧を可能にした「丸山眞男文庫草稿類デジタルアーカイブ」（http://maruyama_bunko.twcu.ac.jp/archives）を公開しました。

丸山眞男（1914-1996）



丸山眞男 YWCAにて(1949年)
『丸山眞男集』第4巻(岩波書店)所収

20世紀の日本が生んだ世界的な学者・思想家。父・幹治は戦前の代表的政論記者。その友人・長谷川如是閑の熏陶をうけて育ちました。日本学士院会員、ハーバード大学・プリンストン大学名誉博士、東京大学名誉教授。主著『日本政治思想史研究』『現代政治の思想と行動』は数ヶ国語に翻訳され、広く世界中に読者をもっています。『日本の思想』は岩波新書でも超ロングセラーの一つです。

南原繁の勧めで日本政治思想史を専攻し、徳川時代における近代的思惟の形成を実証して、この学問分野の確立に資しました。また治安維持法による検挙・勾留や一兵卒としての兵営生活の経験などをふまえ、近代日本の天皇制的精神構造を内側から分析し、「抑圧移譲の原理」や「無責任の体系」の仕組みを解明しました。さらに福澤諭吉研究を通して明治維新がもつ今日的意義を明らかにし、自発的結社を核とした「市民社会」の形成や「精神的貴族主義」の必要を強調しました。永久革命としての民主主義の主張、また戦後の大衆社会状況下での人々の原子化と大衆民主主義の陥落（画一化）の指摘はこれと裏腹の関係にあります。米ソ冷戦の最中に、政治的リアリズムの観点から日本国憲法第九条のもつ世界史的意義を高唱し、国際秩序の再編を構想しました。

ACCESS

- J R西荻窪駅北口より徒歩約12分
- 西荻窪駅北口または吉祥寺駅行きバス吉祥寺駅北口より西荻窪駅行バス「東京女子大前」下車

